

知事コメント

令和3年7月8日(木)

本日(7/8)政府により沖縄県における緊急事態宣言の期間の延長が決定されました。これにより、緊急事態措置の実施期間は、来月8月22日(日)までとなりました。

県内の感染状況は未だ予断を許さないところではありますが、直近3週間の判断指標においては、県民の皆様の努力により継続して改善傾向がみられていること、感染症専門家会議において提言があったことなどから、昨日、私から緊急事態措置区域からまん延防止等重点措置区域への移行について検討して頂けるよう国に配慮をお願いしたところであります。

しかし、本日国の対策本部会議において、沖縄県の感染状況等について総合的な判断がなされ、緊急事態措置を実施すべき区域として期間が延長されたことについては、非常に厳しいものと感じておりますが、このことを真摯に受け止め、徹底した感染対策に取り組んでまいります。

今回、国の基本的対処方針には「医療提供体制への負荷の改善等が見られ、緊急事態措置または重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除する」と新たに示されております。

これを受けて、県としても、しっかり感染を抑えることで、措置の早期解除を目指すことと致しました。県民の皆様、是非一緒に頑張ってください。

政府の基本的対処方針の変更を受けて、本日、沖縄県新型コロナ対策本部会議を開き、沖縄県における緊急事態措置の対処方針を改めることを決定致しましたので、その概要について発表致します。

まず始めに、県民の皆様及び県内に滞在している皆様への外出自粛要請は継続となります。引き続き不要不急の外出や移動の自粛、特に20時以降の外出を控えて頂きますようお願いいたします。生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えて頂きますようお願い致します。

また、都道府県間の移動や離島との往来は自粛してください。やむを得ず往来をする場合は、事前のPCR検査等の受検をして頂きますようよろしくお願い致します。

次に、県外の皆様への来訪自粛のお願いについてです。緊急事態措置期間中の、帰省を含む、県外からの来訪について自粛してください。専門家会議におきましても、今夏の観光ハイシーズンでの感染拡大のリスクについて指摘されており、この期間中の不要不急の渡航については控えて頂きますようお願い致します。やむを得ず必要があって来沖する場合は、渡航前(3日前から直前まで)にPCR検査等による陰性判定を受けて頂きますようお願い致します。また、今般政府において、夏休み期間中に羽田空港等から沖縄県に向かう航空便の搭乗者の内、希望者に無料でPCR等検査を実施する方針も示されました。やむを得ず来訪される皆様は、出発地での受検をよろしくお願い致します。県としましても、空港PCRの更なる拡充に取り組んでいるところであり、検査を受けられず来沖してしまった方も、空港での検査を是非、受けて頂くようお願い致します。

3つ目に、飲食店等についてです。引き続き酒類の提供、又はカラオケ設備を提供する飲食店は、休業するよう要請致します。

酒類やカラオケ設備の提供をしない場合や、それ以外の宅配やテイクアウトを除いた飲食店につきましては、20時まで営業時間短縮の要請と致します。

県としましては、休業及び営業時間短縮要請に応じて頂いた飲食店等に対する協力金については、最新の支給状況を随時公表し、早期支給に取り組んでまいります。

4つ目に、期間中のイベント実施についてです。全国的な移動を伴うイベント、または1,000人を超える大規模イベントについては、延期または中止を要請します。上限人数 1,000人以下のイベントにおいても、収容率50%以内で開催することを要請するとともに、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催を検討して頂きますようお願い致します。

最後に、1,000平米を超える大規模な集客施設、また、1,000平米以下の集客施設についての営業時間の短縮は継続致します。入場者の整理

誘導の徹底等により混雑等の感染リスクにつながらないような対策の実施をよろしくお願い致します。

なお、県の管理する屋内施設は原則休館としますが、博物館、美術館、図書館等の施設で入場整理や収容率50%以内等の感染対策が取られている場合は、開館時間を20時までと致します。

以上が、対処方針の概要となりますが、県民の皆様にはこれまでの緊急事態宣言期間中の指標改善の傾向を今後も継続できるように、県民一丸となった感染対策の徹底を何卒お願いしたいと思っております。

繰り返しになりますが、国の基本的対処方針に「期間内であっても措置を解除する」旨が新たに示されております。県としましては、継続して県民の皆様からのご協力を賜りながら、措置の早期解除を目指して取り組んでまいりたいと考えています。

ワクチン接種へのご協力についても改めてお願いを致します。

ワクチンについては、国の基本的対処方針においても発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果について示唆する報告についても示されています。それを踏まえ、接種についてご検討を宜しく願致します。お手元に接種券が届いているか是非早めに確認をして頂き、県で設置しております広域接種センターのご活用もご検討の上、予約通り接種を受けて頂けますようよろしくお願い致します。

また、昨年7月に感染拡大を経験したことから、県としましては、7月の感染リスクについて強く警戒感をもっています。県民の皆さん、指標の改善を目指し、感染の拡大を避けるために、これら(オリンピック開催、4連休、県をまたぐ移動)の季節的なイベントについては普段よりも一層の注意を宜しくお願い致します。

7月23日にオリンピックの開会式が行われる予定であり、それ以降、様々な競技でアスリートの雄姿が見られるとは思われますが、イベント等での感染対策の徹底をお願いします。大勢で集まることは避け、人と人との間隔を十分に確保し、自宅でのテレビ観戦等をお願いします。

昨年は7月連休後、感染の拡大がありました。連休の影響と思われる期間に、県外の方との交流、会食、接待、カラオケ、そしてそれ以降、

活発な世代間の交流によって、8月1日から緊急事態宣言に入ることになりました。このように連休のあとには感染の拡大があるため、これから来る今年の連休については、警戒感をもって感染対策の徹底に取り組んで頂く必要があります。

特に7月22日からの連休は、他の都道府県との往来の自粛をいただき、職場や友人同士との交流会、それから友達が集まっての宅飲み等は控えて頂き、特に県外の方との交流については注意して頂きますようお願い致します。

県外でデルタ株の確認事例が増えてきています。デルタ株は従来株やイギリス由来のアルファ株より感染力が強いと言われていることから、県を跨ぐ移動等の移入例の増加により、沖縄県でデルタ株への置き換わりが進んでしまい、感染拡大を招いてしまうことを大変懸念しております。県民の皆様、旅行等は自粛をして、やむを得ない往来についても、事前事後のPCR検査等の受検をして頂きますよう宜しくお願い致します。

そして、来県を予定していらっしゃる皆様は、緊急事態宣言中の来沖は自粛してください。やむを得ない来沖でも出発2週間前からの十分な健康観察、出発前3日前を目安に、出発地においてPCR検査又は抗原検査等の受検をお願い致します。

また、県の感染症専門家会議からも(御覧の通りの)提言がありますが、この夏に沖縄へ渡航を予定している方々への提言です。緊急事態宣言や重点措置が出されている等、感染拡大を認めている地域からの不要不急の渡航は控えてください。必要があつて来訪される場合には、渡航前(3日前から直前まで)にPCR検査による陰性判定を受けてください。それから、ワクチン接種を完了されている方については、離島を含めて往来いただけます。事前のPCR検査も不要です。

PCR検査の結果が陰性であっても、しかし感染自体が否定されるわけではありません。またワクチンを接種していても感染を確実に防げるわけではありません。渡航中には会う人を限定し、人込みでマスクを着用したり、手指衛生を心がけていただくなど、一般的な感染予防を宜しくお願い致します。

県内の感染状況は県民の皆様のご尽力により、縮小の傾向がみられており、前回の延長時の指標と比較すれば明らかな改善が見られます。これは県民の皆様、事業者の皆様の取り組みによるものであり、県としては、感染対策をご継続頂き、できる限り早期の判断指標の改善を目指したいと考えております。

デルタ株やオリンピック開会式を含む連休中の人の流れの増加見込みなど、感染拡大リスクについて大きな懸念はありますが、そのようなリスクをしっかりと抑え込んでいくことで、緊急事態宣言の段階から早期に脱することができるものと思っています。県としても県民ご努力が結実しますようしっかりと取り組んでまいりますので、引き続き感染対策の徹底を何卒宜しくお願い致します。